

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	障害児施設措置・給付		担当部局庁	社会援護局 障害保健福祉部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年		担当課室	障害福祉課 地域移行・障害児支援室		辺見 聡		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条		関係する計画、通知等	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について 等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害児通所・入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、もって、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別紙のとおり							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算	61,696	71,025	71,234	56,622	63,759	
		繰越し等	△ 95					
		計	4,466					
	執行額	66,067	71,025	71,234	56,622	63,759		
	執行率(%)	66,067	68,297	69,138				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	障害児施設措置費・給付費は、障害児施設に入所した児童の保護育成に要する経費を支弁するものであり、成果目標等を立てることにはなじまない。		成果実績	—	—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	施設利用人員 上段:措置人員(月) 下段:契約人員(日)		活動実績 (当初見込み)	人	63,435 10,101,609	64,313 9,964,096 (64,640) (10,293,540)	集計中 (68,001) (10,828,804)	— (58,382) (6,228,457)
			算出根拠	措置:H22確定額11,000,880,268円/施設利用人員64,313人 契約:H22確定額56,984,493,211円/施設利用人員9,964,096人				
単位当たりコスト	措置:171,052(円/月・人) 契約: 5,719(円/日・人)							
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	措置費	9,645	10,157	障害児入所施設等を利用する児童の増加等				
	給付費	46,977	53,602					
計	56,622	63,759						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本負担金については、法律に義務づけられた障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する経費を支弁するものであるため、優先度が高いものである。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	本負担金については、法律で国の負担が義務づけられている。また、制度的に全国、同じ内容・水準で実施されるべきであるため、国が実施すべき事業である。
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	本負担金については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する必要な経費を支弁されているものであり、国として妥当な水準を設定している。
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	本負担金については、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する必要な経費を支弁するものに限定している。
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績は、ほぼ見込みと同数となっている。
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本負担金については活動実績は見込みに合ったものとなっており、法律の規定に基づいて、障害児入所施設等に入所した児童の保護育成に要する経費が支弁され、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保されていると考えられる。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業は児童福祉法に基づく必要な事業であることから、見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算額を要求すること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	－		
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	497	平成23年行政事業レビュー	450

(平成23年度執行見込み額)

厚生労働省 69,138百万円

〔障害児施設の入所等に要する費用について支弁〕



【補助】

A 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(69)
69,138百万円

〔障害児施設の入所等に要する費用について支弁〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
障害児施設給付費	入所等に要する費用	3,157			
障害児施設措置費	入所等に要する費用	597			
障害児施設医療費	医療費に要する費用	610			
特定入所障害児食費等給付費	食費等に要する費用	97			
高額障害児施設給付費	給付費が高額の際に要する費用	0.3			
計		4,461	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 費目と使途の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A. 厚生労働省

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	4,461		
2	北海道	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	3,213		
3	大阪府	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	2,719		
4	兵庫県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	2,108		
5	埼玉県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,945		
6	福岡県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,781		
7	千葉県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,693		
8	愛知県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,641		
9	大阪市	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,540		
10	鹿児島県	障害児の措置費の支弁、障害児施設給付費の支給	1,533		

事業名	事業内容
障害児通所・入所給付費等	<p>都道府県等が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用の1/2を負担するもの。</p> <p>(障害児通所給付費) 障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)に要した費用</p> <p>○実施主体:市町村 ○負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)</p> <p>(障害児入所措置費・給付費) 障害児入所支援(障害児入所施設、指定医療機関)に要した費用</p> <p>○実施主体:都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ○負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県等1/2)</p>
障害児相談支援給付費	<p>障害児の心身の状況等を勘察し、障害児の通所サービスに係る障害児支援利用計画を作成するとともに、障害児の通所サービスの利用状況を検証し、障害児利用計画の見直し等を行う。</p> <p>○実施主体:市町村 ○負担率:1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)</p>